

都市景観条例に基づく制度の取扱いについて

1 都市景観地区

(1) 現行

都市景観形成のため計画的に整備していくことが必要な地区などを指定
現行では川反地区を指定。

(2) 見直し案

都市景観地区を廃止し、景観計画の変更に関する住民提案があった場合や市長が必要と判断する場合は、景観計画区域の一部を変更する。全市を対象とする景観計画と峻別するため、「景観まちづくり地区」と命名。

2 大規模行為の届出

別紙参照

3 市民協定

(1) 現行

一定の区域内に存する土地、建築物等の所有者等が、建築物等の規模、位置、色彩などの事項について、協定を締結し、市長が認定。

(2) 見直し案

景観法での類似制度として景観協定があり、制度的混乱を避けるため廃止する。

4 都市景観市民団体

(1) 現行

都市景観地区の指定や市民協定の締結などに関する活動を行う団体を認定

(2) 見直し案

景観計画による新たな登録・支援制度の枠組みで運用を図るので、廃止する。

5 表彰

(1) 現行

都市景観の形成に寄与していると認められる建築物等の所有者や設計者などを表彰する制度。都市景観賞や道路愛称を実施。

(2) 見直し案

引き続き存続する。

6 支援

(1) 現行

都市景観市民団体などに対する技術的支援等を行えるとするもの。

(2) 見直し案

新屋表町通りの活動実績を踏まえ、市民のまちづくり活動の係る経費や技術的な支援など制度を拡充する。